

入管法等改正法の施行に向けた準備状況について

新たな外国人材受入れ制度の運用開始に向けたスケジュール

- | | |
|-------|--|
| 3月 1日 | 申請書のサンプルを地方入国管理局等の窓口で配布し、申請手続等に関する相談を受付け |
| 3月 中旬 | 政省令公布予定 ⇒ 公布後、申請書等の様式を法務省ホームページに掲載 |
| 4月 1日 | 新たな外国人材受入れ制度の運用開始（改正法・政省令等施行） |

制度の周知・広報

受入れ機関や外国人材の制度に関する理解を深めるためには、周知・広報を積極的に行うことが重要

地方説明会の実施

- 2月6日の鳥取県を皮切りに、全国47都道府県全てにおいて順次地方説明会を実施（2月27日時点で21府県で開催済み）

その他の周知・広報

- 関係省庁が業界団体等に向けて実施している説明会に法務省からも職員を積極的に派遣
- 受入れ機関等からの問合せに対応するための相談体制の構築
- 問合せ窓口等を含めた説明資料の配布・ホームページ掲載

受入れ環境整備に関する地方公共団体との連携

- 新設される出入国在留管理庁では、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整を担う
- 本年4月当初から円滑に業務を遂行できるよう、本年度中から地方公共団体との連携を図る

外国人の受入れ環境調整担当官の配置

- 本年4月、全国8つの地方出入国在留管理局及び3つの支局に外国人の受入れ環境調整担当官を配置する予定